

家屋評価プロジェクト (家屋一斉調査) が完了します！

平成23年度にスタートし、町民の皆さんのご協力のもと進めてまいりました「家屋一斉調査」が、平成29年度で完了し、これまで課税されていなかった家屋の固定資産税が平成30年度から一斉に課税となります。

〈家屋一斉調査の経過〉

町では、これまで建築確認申請や不動産登記通知、町内巡回により新築・増築・解体などを把握し、固定資産税を課税してきましたが、平成22年度に整備したGISシステムを基に課税台帳を整理した結果、課税されていなかった家屋が多数あることが判明しました。

このため、固定資産税の適正な課税をするべく、平成23年度から町内全域を対象とした家屋評価プロジェクト(家屋一斉調査)を開始しました。

当初、対象件数が多く一年間での完了が困難だったことから、全ての対象物件の評価が終わった年度の翌年度から一斉に課税することとし、平成26年度の課税を目指してスタートしたプロジェクトでしたが、予想以上に事前準備や現地調査に時間を要したため、調査完了が大幅に遅れ、平成30年度から課税することとなりました。

〈これからの調査について〉

今回、課税されていなかった家屋が多数あったことを重く受け止め、町内巡回による調査と、GISシステムによる管理を徹底し、固定資産税の適正な課税に万全を尽くしていきますので再度、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【固定資産税の対象となる家屋】

- (1) 外気遮断性・・・屋根・壁(3方向以上)があり風雨をしのげる状態にあるか
- (2) 土地定着性・・・土地に建物が定着しているか
※面積が10㎡以上ある建物は、基礎となるブロック等の有無に関わらず建物の自重により固定されているものとみなします。
- (3) 用途性・・・建物の使用目的とする用途で使用出来る状態にあるか

【参考例】

■課税対象

- ・ シャッターが無い車庫等(壁が3方向以上あるもの)
- ・ スーパーハウス(工事現場等で短期的に使うものを除く)
- ・ ホームセンター等で販売している既製品の車庫や物置



■課税対象外

- ・ カーポート等(壁が無いもの)
- ・ ビニールハウス等(壁がポリ塩化ビニルフィルム等を使用しているもの)
- ・ **取壊した家屋がある場合は、12月31日までに「家屋解体届」の提出をお願いします。**
- ・ 車庫等を新築した場合や、所有している家屋を増築・減築された場合は、ご連絡ください。

☎お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002(係直通)